

令和 8 年度事業計画

(自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日)

公益事業 1

認知症グループホームに関連する関係法令等で求められている研修を実施し、また、認知症と認知症ケア及び認知症グループホームに関連する様々な研究・発表を行うことで、認知症グループホーム事業に関わる知識の向上と人材の育成を図り、併せて地域住民の認知症及び認知症グループホームへの理解を推進する事業

1. 実施方針

研修事業は会員の自己啓発を支援するための最も重要な事業であることから、認知症グループホームにおけるサービスの質の維持、向上を図り、利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、理念、専門性の向上、従事者のスキルアップ、グループホーム事業の継続的な事業展開等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を実施する。

また、公益法人としてより一層の公益性を高めるために、広く国民に対し研修会を企画・実施する。

認知症の人の生活支援を行うグループホームにおける現場実践の蓄積を行っていくために、実践的な研修を行っていく。

2. 全国大会

(1) 全国大会企画委員会

定款および全国大会運営規程、全国大会運営細則の定めるところにより、各年次の大会が円滑に進められるよう大会メインテーマ、大会予算（補正予算を含む）、決算報告、大会開催要綱及び演題募集要綱、全国大会発表演題表彰等を策定する。また、感染症への対策強化や、オンライン開催イベント・ハイブリッド式イベントなどの普及に鑑み、こうした状況に合わせた大会の開催規模や開催方式について検討を行うと共に、全国大会運営規程・全国大会運営細則の見直し案等を策定する。

(2) 全国大会の開催

介護保険制度、認知症グループホームのあり方・運営、認知症ケアに関する調査研究、普及啓発など、協会が行っている各種事業の発表の場であり、かつグループホーム事業の健全な発展と国民の福祉に寄与するという目的を達成するために開催する。

また、公益法人としてより一層の公益性を高めるために、広く国民に対し認知症ケア、グループホーム事業等の普及啓発に資するため、「第 27 回日本認知症グループホーム全国大会（宮城大会）」を実施する。

第 27 回日本認知症グループホーム全国大会（宮城大会）

- ・開催地 宮城県仙台市
- ・実施時期 令和 8 年 11 月 11 日（水）～12 日（木）
- ・会場 トークネットホール仙台
- ・参加人員 会場 850 名予定
- ・後援 厚生労働省、宮城県、仙台市 他

3. 認知症介護実践者等養成

厚生労働省が定める「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に準拠し、実践者研修、実践リーダー研修を協会として実施する。

なお、厚生労働省の通知により、研修の実施主体は「都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする」とされた。このため、既に指定を受けている行政に加え、指定を受けていない各行政より研修実施機関の指定を受けるための申請を行い、全国の会員ができるだけ協会が開催する義務化研修を履修できるよう実施するものとする。

(1) 認知症介護実践研修等

事業名	支部
認知症介護実践研修（実践者研修）	北海道 東京都・豊島区（本部開催） 神奈川県 新潟県 大阪府 熊本県
認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	神奈川県 奈良県
認知症対応型サービス事業 開設者研修	神奈川県
認知症対応型サービス事業 管理者研修	北海道 神奈川県
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	神奈川県
看護実務基礎研修	神奈川県
看護実務者研修	神奈川県
看護師管理能力養成研修	神奈川県

(2) グループホームケア実践士研修

事業名	実施回数	実施月	場所	実施期間
グループホームケア実践士研修 ブロンズ級 定員：40名	1回	上半期	WEB	・講義・演習3日 ・e-ラーニング (前・後期)28日
グループホームケア実践士研修 シルバー級 定員：30名	1回	上半期	WEB	・講義・演習3日 ・e-ラーニング14日 ・自事業所実習2週間
グループホームケア実践士研修 ゴールド級 定員：20名	1回	下半期	WEB	・講義・実習3日 ・他事業所見学1日
グループホームケア実践士研修 プラチナ級 定員：20名	1回	下半期	WEB	・講義・演習3日 ・e-ラーニング14日 ・他事業所体験実習1日

(3) その他の研修

事業名	実施回数	実施月	場所	実施期間
防災フォーラム 定員：未定	1回 程度	3月	調整中	1日
リスクマネジメント研修会 定員：80名	1回	(調整中)		
令和9年度介護報酬改定説明会	1回	3月	調整中	1日

* 防火安全対策研修及び自然災害対策研修は、支部及びブロックで開催する。災害対策委員会と連携し、講師派遣及び研修内容に対する支援を行う。

* 支部及びブロックの独自の研修に関しては、「講師データバンク」等の活用を促進し、講師派遣及び研修内容等に対する支援を行う。

公益事業2

認知症の人と家族、地域住民のための認知症と認知症ケアの普及啓発活動及び災害発生時、現地にて被災したグループホームの支援活動を行い、認知症と認知症ケア及び介護保険制度に関する最新で正確な情報を発信することで、認知症と認知症ケアの正しい理解と認知症グループホームの普及を図る事業

1. 機関誌の頒布

協会活動状況を報告することを目的に、機関誌『令和 ゆったり』を年6回(隔月)発行する。誌面の充実を図るため、行政取材、現地レポート、座談会、アンケート調査結果を反映させた企画等を実施する。日本GH協の目指す方向性・メッセージ等を「特集」として掲載していく。

機関誌『令和 ゆったり』は、会員へ送付、政府および関係行政機関、関係団体、教育機関等へ寄贈。希望者には有料頒布を行い、機関誌『令和 ゆったり』バックナンバーの保存管理と情報検索を目的として、引き続き会員専用ホームページへ掲載する。

今年度の広告協賛については、2社獲得を目標とし募っていく。

2. 情報発信について

会員の知識習得、資質向上に向けた情報提供のほか、協会活動の活性化に向けて協会の活動状況・内容・成果を発信し、活動への参画意識を高めていく。また、SNSを活用し、質の高い情報を迅速に提供できるような体制を整備し、発信する。さらに、会員のニーズに応える情報提供のあり方を検討するため、アンケート調査等を実施し、情報提供の充実を図る。

(1) ホームページ等による情報提供

会員への情報提供・情報交換のため、ホームページを有効に活用する。

ホームページでは、国民および会員に対し、支部・ブロック等を含む協会の活動状況や「老人福祉・介護保険制度等に関する情報」、「会員グループホーム情報」、「行政通知等各種資料」、「各種調査研究事業報告」等の提供を行う。また、併せて各種研修会等の案内も行う。

内容の拡充を図り、情報の更新を迅速に行いながらより見やすく、多くの方へ情報提供が可能となるようホームページの見直しを行い、(段階的に)改修していく。

(2) メールニュースの発行・配信

これまで、スピーディな情報提供を目指すため、「速報 日本GH協ニュース」(FAX版)を発行してきたが、より迅速に的確な情報提供が可能となるようメール一斉送信サービスを活用した配信を行う。

(3) SNSの活用・配信

LINE公式アカウントを活用し、協会の活動状況や研修等の各種最新情報の提供を行う。また、会員の結束強化に繋がる情報提供のあり方を含めた、更なるSNSの活用を検討する。

(4) メディア対策

協会活動やグループホームの取組みに関する理解を促進するため、新聞、テレビ、医療・介護雑誌等を対象として、随時「記者会見」および「記者懇談会」を開催する。

大会実行委員会と連携の下、大会の意義、協会やグループホームの最新動向等の発信を目的とする定期的な「記者会見」の開催に向け、機関誌『令和 ゆったり』を頒布し周知を図るほか、より多くのマスメディアに参加いただくため、リモートを活用した「記者会見」の開催を検討していく。

3. 広報・情報委員会

広報出版事業は、協会活動への参加意識の向上と、会員相互の連帯感の強化等に寄与することを目的として、果たすべき役割は大きい。

「認知症施策推進大綱」からさらに「共生社会の実現を推進する認知症基本法」が施行され、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」と定義されたインクルージョン(包摂)の概念の下、認知症グループホームの社会における役割が変化しその重要性が増していくと考えられる。

この視点に則り、協会やグループホームのイメージアップ・知名度向上や会員増強等を図るため、広報の充実に力を注ぐとともに、公益法人としてより一層の公益性を高めるため、委員会内に「『令和 ゆったり』編集ワーキンググループ」を設け広報誌固有の特性を活かした情報発信を行うとともに、加えて「SNS ワーキンググループ」を設け各種ニーズに即応した情報発信体制を整備し、広く国民に対し認知症ケア、グループホーム事業等の啓発に資する広報活動を積極的に展開する。

4. 災害時における被災したグループホーム関係者への支援

- ① 災害発生時、被災したグループホーム関係者を支援するため、支援金の募集活動を行い、被災関係者等に配分、支給する。
- ② 防災ネットワーク規程に基づき、災害発生時には情報の収集・発信を行うと共に、被災したグループホームの要請に応じて迅速かつ適切な支援活動を行う。

公益事業3

わが国の認知症の人と家族の状況と問題点、介護保険制度下における認知症グループホーム事業の状況と問題点を調査し、厚生労働省をはじめとする関係各方面に政策提言を行い、また、認知症グループホームにおける質の確保・向上のための相談・指導を通じて、認知症の人と家族及び地域住民並びに認知症グループホーム事業をめぐる環境の改善と健全な発展に寄与する事業

1. 専門委員会

(1) 経営委員会

1ユニットの事業所でも持続的かつ安定的な経営が可能となるように、経費削減支援、補助金・助成金の紹介、加算取得に向けての支援、現場問題とローカルルール、外国人材関係、国内人材確保関係、介護現場の生産性向上に資する介護 ICT/DX について検討し、事業経営に資するような情報提供、動画配信を行う。その他、グループホームの経営課題を踏まえ、全国大会における「経営を語る場」の内容について企画し、実施する。

(2) 教育・研修委員会

介護現場のニーズに応じた研修内容を検討し、支部・ブロックとの役割分担を踏まえた研修・教育事業のあり方や就業形態などに即した研修教材の開発について検討する。

そのため、研修講師・研修教材のデータベース化の整備に取り組むとともに、事業者・職員向けの研修教材として、各委員会とも連携し、グループホーム関連のテーマ等に関する研修動画の作成、各支部主催の研修動画の活用、既存のオンライン教材の活用について検討し、協会ホームページ内の研修に関するオンラインコンテンツの充実を図る。

また、広くオンラインコンテンツを活用していただくために、広報・情報委員会とも連携し、周知、公開の方法についても検討する。その他、平成30年6月に運用を開始した「研修講師データバンク」の見直しや全国大会演題発表サポート動画の活用、高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化・権利擁護対策等に関する研修について検討する。

(3) 社会保障・介護報酬対策委員会

令和9年度介護報酬改定に向けて、ブロック意見交換会での意見等を踏まえ、協会としての要望の取りまとめ及び介護給付費分科会事業者団体ヒアリングの資料作成等について検討を行う。また、広報・情報委員会とも連携し、令和9年度介護報酬改定に向けて、政治および行政担当部局に強力に要望するとともに、協会の活動を会員に周知していく。さらに、厚生労働省担当室や介護関連団体等との意見交換、社会保障・介護報酬に関する会議の傍聴・委員派遣を通じて情報を収集し、理事会や会員に報告・発信する。令和9年度介護報酬改定の内容については説明会を開催して周知する。

(委員会開催予定)

- 4～5月頃 令和7年度及び8年度の介護報酬改定状況の把握。ブロック意見の分析
- 6～7月頃 次期改定に向けた要望原案の検討
- 8～9月頃 要望案の決定及び要望活動の実施
- 10月以降 報酬改定及び予算編成に向け随時開催

(4) 災害対策委員会

- ① 協会内の災害時の体制整備と災害・緊急時に関する情報の収集・発信、連携の為の「防災ネットワーク」構築を推進する。また、「防災ネットワーク」構築を推進するためのモデル事業の推進・検討及び災害机上訓練に係る企画立案を行う。
- ② 防火安全対策・自然災害対策の強化に資するため、防災フォーラムなどの研修事業や啓発事業を実施する。
- ③ 災害発生時には、協会「災害に関する規程」等の関係規程に基づき、災害情報の収集発信、災害支援活動を行う。

(5) 資格認定制度委員会

認知症ケアの拠点としてのグループホームケアに特化した体系的な研修制度を創設するため、平成29年度のモデル研修（ブロンズ級・シルバー級）を踏まえ、平成30年度から実施したグループホームケア実践士研修（ブロンズ級（初級）・シルバー級（中級）・ゴールド級（上級）・プラチナ級（最上級））の普及啓発の推進及び評価検討を行う。

また、受講者が参加しやすい環境を整えるため、eラーニングの導入、オンライン化を進めていく。

3. 特別委員会

(1) GHにおける認知症施策検討特別委員会

認知症の人の尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域共生社会における認知症ケアの拠点として、今後とも認知症グループホームが果たす役割・機能を保持していくため総合的な観点から認知症施策についての政策提言を検討する。

(2) リスクマネジメント特別委員会

認知症グループホーム事業の運営にあたっては、生活支援における事故、感染症の発生や地震、豪雨などの自然災害など様々なリスクが潜在している。

このため、日常的な支援の場面における事故や感染症の発生予防対策等のリスクマネジメントを含めて、認知症高齢者グループホームにおけるリスクマネジメントのあり方を評価、検討し、持続的な事業運営に資するため研修会等を検討する。

その他の活動

1. 会議

(1) 社員総会

社員総会は、定款第 15 条第 1 項の規定に基づき、年 1 回開催する。開催の時期は 6 月とする。臨時社員総会は、定款第 15 条第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(2) 理事会

理事会は、定款第 37 条の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3) 業務執行理事会

会長および定款第 24 条第 2 項の規定に基づき選任された業務執行理事は、必要に応じて業務執行理事会を開催する。

(4) 総務委員会

各年次の事業計画・予算案、事業報告・決算案を策定する。

また、総務委員会に組織強化小委員会を設置し、支部活動活性化ならびに会員増強に資する方策を検討、実施する。

(5) 支部長・ブロック長会議

必要に応じて、都道府県支部長・ブロック長会議を開催する。

以上